



日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005

県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347

<市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>

市 会 議 員

石川敏宏 ☎462-4548

事務所☎467-2860

岩井友子 ☎438-8647

事務所☎429-2160

金沢和子 ☎422-5278

佐藤重雄 ☎432-9872

関根和子 ☎447-0557

事務所☎440-7950

中沢 学 ☎493-8140

渡辺ゆう子 ☎462-7273

人口増や高齢者世帯の増加で

負担が増える

民生委員の待遇改善を

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、配置された地域において住民の相談に応じ、必要な援助を行って行きます。また、「児童委員」を兼ねていることから、地域の子どもたちを見守り、子育て不安や妊産婦の相談・支援等もその職務となっています。このほかにも、民生委員法で定められた職務範囲は、生活保護・老人福祉・障がい者などへの自治体が行う福祉事業への協力など、非常に多岐にわたります。

るなど、民生委員の負担が問題と なっています。

一人当たり350世帯を 受け持つよう定める

現在、民生委員の方々からは「地域に高齢者世帯が多くなり、活動時間も大幅に増えている」との声が聞かれ、民生委員が欠員する地域もあるなど、民生委員の負担が問題と なっています。

12月市議会に「船橋市民生委員の定数を定める」条例案が市長から提出されました。市はこの条例で民生委員の定数を780人とし、一人当たり約350世帯の地域を受け持つとして行きます。

厚生労働大臣が定める参酌すべき基準で、中核市については170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに、民生委員・児童委員一

人とされています。船橋市は国が定めた参酌基準の最大値に近いところを選んで、民生委員一人当たりが受け持つ世帯を多くし、負担を重くしています。

民生委員の待遇を改善し、 欠員地域の解消を!

このような実態のある中、「民生委員の定数をもっと増やすべきではないか」と質しました。また民生委員・児童委員に支払われている活動費（月額1万50円）の引き上げや、年齢制限（新任69歳未満を再任と同じ75歳未満とする）の見直しを求めました。

これに対し、行政からは「今後の大規模開発などによる人口の増加や高齢化等の上昇が見込まれるため、民生委員の負担が過度のものにならないよう、3年に一度の一斉改選で定数の見直しを図っていく」「活動

裏面へ続く

表面の続き

費については県内で千葉市に次いで本市は2番目の支給額になってきているが、あらゆる機会を通じて活動されている方に聞いていく」「年齢要件の見直しは、平成26年12月1日付で新任・再

任とも75歳未満の者と改定する」との答弁がありました。日本共産党市議団は、民生委員の待遇改善や、民生委員の地域解消に向け、今後も取り組みます。

た。景気回復の実感がない。これからも市民の声を受けとめてゆきたい」との答弁でした。自民党政権追隨の姿勢そのもので、これでは市民の暮らしは守れません。

「保育園待機児の解消をする意思があるのですか。明確にお答え下さい」との問いに対し、市長は、「慎重に最善の努力を可能な限り解消してゆくと答えました。待機児ゼロ実現とは言わない市長でした。「接遇

12月市議会一般質問

消費税増税と市民生活

消費税増税について、市民からは、「消費税8%がこんなに影響するとは思いませんでした。70代から80代の年金のやりくりは大変」、「消費税が上がって、年金だけで足りるか不安」、「貯金の切り崩しで生計を立てている、消費税値上げで生活ができない」、「無駄なものは一切買わない。人生のゴールまでお

金を持つか心配」など、生活が厳しくなったとの声が広がっています。

こうした市内の実態について、市長は、消費税引き上げは必要としているが、暮らしが破壊されている市民生活についてどう認識しているのか、資しました。

市長は「社会保障と財政再建のため引き上げた。低所得者への十分な配慮をした上でといっ

保育園待機児解消、市長が解消する決断を

市民アンケートの「市政に望む施策」の設問で、子育て支援の充実を、358人28・1%の方が選んでいます。

「公立保育所を必要だけ作って欲しい」、「女性の社会進出のためには、保育園の増設が必要」、「小学校の空き教室を保育所に」などの声が寄せられています。

市長に待機児を解消するという姿勢がないことが、問題の根本にあると感じました。

をこそ実現してほしい、というのが市民の声です。



日本共産党船橋市議団主催

無料 法律相談

2月17日(火)
3月18日(水)

弁護士が相談を受けます

労働相談も 会場：中央公民館
受けています 時間：午後1時～4時

要予約 ☎436-3030